

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

处分基準（不利益処分関係）

		資料番号	30-2	担当課	建築住宅課
法令名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	根拠条項	第56条第1項、第2項	不利益処分の種類	居住安定援助計画の認定の取消し
(計画の認定の取消し)					
第五十六条 都道府県知事等は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消さなければならない。					
一 第四十二条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 二 不正な手段により計画の認定を受けたとき。					
2 都道府県知事等は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。					
一 第四十九条又は第五十条第三項の規定に違反したとき。 二 第五十条第一項の承認を受けずに、第四十条第二項第七号に規定する者以外の者に賃貸したとき。 三 前条の規定による命令に違反したとき。					